

令和5年度第1回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	令和5年8月1日 総務省会議室およびリモート審議
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学 名誉教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所客員教授 構成員 片 桐 春 美 公認会計士 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

契約案件の審議

審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日
抽出案件	5件（対象案件415件）
審議案件	5件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

【抽出案件1】一般競争入札(最低価格落札方式)

契約件名：ウェアラブルカメラ及びノートPCの調達

契約相手方：株式会社日立国際電気

契約金額：9,014,500円（落札率100%）

契約締結日：令和5年2月16日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
（北大路座長）ウェアラブルカメラやノートPCは供給者が少ないものではなく、特殊なものでもないように見受けられ、なぜ一者応札になったのか疑問である。 また、参考見積書を提出したが応札しなかった事業者は何者いるのか。	落札者も含めて2者見積を取った。見積書を提出したが応札しなかった事業者は1者である。
（北大路座長）応札しなかった理由で「経営判断」とあるが、採算が合わないということか。	然り。加えて、調達の時期が1月と年度末に近くなってしまい、履行期間が短くなったことにより履行ができず諦めたといった理由もあると推測している。
（北大路座長）調達する機器の台数は多いのか。	11式である。接続して使用する公共ブロードバンドという無線機材の落札者が決定したのが令和4年10月頃であり、この時点から汎用性のある端末を探したため、令

	和5年1月に調達要求するスケジュールになった。
(北大路座長) 機器はかなり特殊なものなのか。	今回調達したウェアラブルカメラやノート PC は汎用品だが、それと接続して使用する無線機材が特殊なものである。無線機材とウェアラブルカメラ・ノート PC と組み合わせて使用できるという担保を取る必要があった。
(北大路座長) 時期的に他者が競争に参加するのが難しかったのは分かるが入札に参加しなかった理由に「公告されていたこと自体知らなかった」とあるが、どういうことか。	承知していない。
(北大路座長) 何者がこの調達に関心をもったかという全体像は把握しているか。	調べるのに時間がかかる。
(北大路座長) 一者応札の問題について長い間問題になっているが、どれだけの者がその調達について関心を持っているのかという点は重要であるため、最初に整理しておくべきである。	
(北大路座長) これまでに審議した案件でも一者応札となる場合には、調達の時期が良くなかったり履行期間が短かったりするものが多い。この点については反省事項としてあるのか。	無線機材の調達に引っ張られて、ウェアラブルカメラ・ノート PC の調達が遅くなってしまった。無線機材の調達を早く行う必要があったと思っている。
(有川委員) 参考見積りを2者から取ったとのことだが、事業者への声かけは何者に行ったのか。	3者。1者目は公共ブロードバンド移動通信システムを製造している製造会社。2者目はウェアラブルカメラを製造している事業者に問合せたが、納期の関係上、見積りも出すことはできないと断られた。3者目に声をかけた事業者は経営の判断ということで応札しなかったと承知している。
(有川委員) 1者入札を極力避けるためには、少なくとも参考見積りを取った事業者へ発注情報をしっかり伝える必要がある。	
(園田委員) 先ほど「公告されていたこと自体知らなかった」という事業者が	

<p>いたが、形式的すぎるのではないか。このような回答があった場合にもう少し理由を深掘りする等してもらいたい。</p>	
<p>(園田委員) この機器の使用頻度は年間どれくらいなのか。</p>	<p>非常災害時に、こういった通信機器が足りない場合に自治体に貸し出しを想定している。訓練でも貸し出すことを検討しているため、年2, 3回を見込んでいる。</p>
<p>(園田委員) 非常災害はいつ発生するか分からないが、そういった際にちゃんと使用できるようにしておいてもらいたい。</p>	<p>承知した。各地方総合通信局へ機器の使用方法のレクチャーを何度も行っており、各地方総合通信局から自治体へ使用方法を伝えるということを想定している。</p>

【抽出案件 2】 一般競争入札(最低価格落札方式)

契約件名：【ア】 令和 4 年度訪日外国人向けインターネット広告掲載による注意喚起の請負

【イ】 令和 4 年度電波利用環境保護周知活動におけるインターネット広告掲載による注意喚起の請負

契約相手方：【ア】 株式会社日本広告社 【イ】 タンデムクロス株式会社

契約金額：【ア】 6,407,500 円 (落札率 99.1%) 【イ】 2,607,000 円 (落札率 80.9%)

契約締結日：【ア】 【イ】 令和 4 年 11 月 17 日

競争参加業者：【ア】 4 者(うち 3 者を不適合と判断し、1 者にて入札を実施。) 【イ】 9 者

意見・質問	回答
<p>(有川委員) 【ア】 の契約は仕様書で定める中国向けの広告配信が可能である事が確認できなかったとして、4 者のうち 3 者を不適合としているが、同一の理由で不適合になったのか。加えてその理由は。</p>	<p>まず、中国においてはユーチューブについて規制があると承知している。3 者は広告を提供する媒体にユーチューブを示してきたため、中国においては配信が難しいのではないかと指摘し、期限を設定したうえで回答を求めたところ、2 者からは回答がなかった。もう 1 者については辞退すると連絡があった。</p>
<p>(有川委員) 言語の違いを除いて【ア】 と【イ】 の契約内容の違いは何か。また、動画の作成自体も契約の役務を含むのか。</p>	<p>【ア】 は訪日の可能性が高いものを対象としており、【イ】 は日本国内向けであり、無線を利用する可能性が高いものを対象にしている。なお、どちらの契約も動画自体は別の契約にて作成したものを使用する。</p>
<p>(有川委員) インターネット広告のみが契約の役務であれば、まさに言語の違いが一番大きな問題となるということか。</p>	<p>然り。</p>
<p>(有川委員) 「見積の徴取が事前の情報発信」と回答しているが、それならば可能な限り多くの事業者へ声をかける必要がある。 2 者から見積を徴取したとのことだが、何者に依頼したのか。</p>	<p>2 者に依頼して、その 2 者から見積を徴した。電波監視のルールを周知する案件は断続的に行っており、毎回複数者に入札してもらっているため、あえて広い声かけは行わなかった。</p>
<p>(有川委員) 令和元年度より国内外に向けて同様のインターネット広告の契約が行われているということだが、応札者数についてはどれくらいか。</p>	<p>どの年度の契約についても 2 者以上に応札いただいている。</p>
<p>(有川委員) 見積の徴取を情報の事前発信であるとすれば、可能な限り多くの者に対して声をかけて情報発信が必要である。</p>	<p>検討する。</p>

<p>予定価格作成の際に使用する原課予算額のためのデータとしても幅広に徴取した方がよい。なぜ見積の数が少ないのか、なぜ2者であるかについて、しっかり説明できるように検証し、公平性を確保していただきたい。</p>	
<p>(有川委員) 原課予算額や入札参加予定者から出される見積について、管理が十分に行われないと予定価格の管理が十分に行われていない事と同じ結果になりかねないため、見積の金額よりも入札の金額が安くなった状況等について可能な範囲で検証し、予定価格の管理に問題がないのかも含めて確認してほしい。</p>	
<p>(有川委員) 【イ】の契約については、令和元年度の契約以降の受注業者に変動はあるか。</p>	<p>令和5年度の契約についてはこれから行うところであるが、令和4年度と令和2年度が同一事業者、そして令和3年度と令和元年度(2本のうちの1本目)にまた別の事業者が受注している。令和元年度の2本目の契約は上記とは違う業者が受注している。同一事業者がずっと受注しているのではなく、複数者が受注している状況である。</p>
<p>(有川委員) 【ア】の契約の令和4年度・令和5年度の契約の受注業者は異なっているか。</p>	<p>それぞれの契約で別の事業者が受注している。</p>
<p>(有川委員) 【ア】【イ】について、今後もしも継続して行う案件であるとの認識でよいか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>(有川委員) 毎年同様の案件を行うのであれば、早めのスケジュールで動いてもえられれば競争環境がより整うのではないかと思う。</p>	

【抽出案件3】随意契約（企画競争）

契約件名： 申請機会の一層の確保を目的としたマイナンバーカード申請サポート事業の企画業務

契約相手方： 日本郵便株式会社

契約金額： 545,016,308 円（落札率 100%）

契約締結日： 令和4年12月14日

競争参加業者： 1 者

意見・質問	回答
(片桐委員) 何者に声をかけたのか。またそれはどのような者であったか。	日本郵便の他に、2者に声を掛けた。特に地方にも店舗を有する必要があったため、地銀や農協などである。
(片桐委員) その2者は「対象市町村の8割に店舗を有している」という条件に該当していたのか。	該当はしている。しかし、先行して行った携帯ショップでの申請サポート事業についての契約では、携帯電話販売代理店協会が複数の事業者を取りまとめて応募してきたが、それと同じような体制を整える必要があったため、応募が難しかったのかもしれないと考えている。
(片桐委員) 日本郵便以外では履行不可能であったように見受けられるが。	ある程度幅広い事業者に応募してもらえるように「対象市町村の8割以上の市町村に所在する店舗で実施する」こととした。
(片桐委員) 「8割」としたのはなぜか。	申請機会の一層の確保が最大の目的であったため、携帯ショップでの申請サポート事業でカバーできていない市町村のうち、可能な限り多くを確保すること、かつある程度の事業者が参加できることを考慮して「8割」とした。
(片桐委員) この案件の成果はどのようなものであったか。	令和5年1月から同年3月までで4万件弱の申請をいただいたことに加えて、このような申請サポート業務を独自で行えない小規模な市町村等において実施できたことから一定の効果はあったと考えている。
(片桐委員) 成果報酬が入っているということは、予定金額・契約金額は約5億4千万円となっているが、支払い金額はいくらだったのか。	申請1件あたりで成果報酬を設定しているため、申請数に応じた金額を支払っており、約1億6千万円である。

<p>(片桐委員) 今後の予定について。</p>	<p>マイナンバーカードの発行・交付等については引き続き総務省の所管になる。令和5年度について同様の案件の発注予定はない。</p>
<p>(有川委員) 本件に先行して行われた、携帯ショップでの申請サポート事業について、契約日、契約方式、応札した者の数と、今回の契約と時差を設けた理由については。</p>	<p>契約日は令和4年の7月。契約方法は本件と同じ随意契約(企画競争)で実施している。応募があったのは3者である。時期をずらしたということでもないが、年度後半に向けて更なる取り組みが必要であるということで、携帯ショップの事業と被らない地域で本件の事業を行ったところ。</p>
<p>(有川委員) 携帯ショップでの申請サポート事業の際に参加した携帯電話販売代理店協会以外の2者について、本件の入札に参加しなかった理由は。</p>	<p>今回の契約は携帯電話ショップがない地域の8割を網羅してほしいという内容であったため、応募できる事業者に違いがあったものと思われる。</p>
<p>(有川委員) そういった分析結果を踏まえて、広く事業者への声かけを戦略的に行ってもらえればと思う。</p>	

<p>【抽出案件 4】一般競争入札(総合評価落札方式)</p> <p>契約件名：我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールの効果的な啓発に関する調査の請負</p> <p>契約相手方：学校法人国際大学</p> <p>契約金額：16,225,000 円（落札率 100%）</p> <p>契約締結日：令和 4 年 10 月 20 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
（園田委員）見積を依頼した事業者へ、入札に不参加だった理由ヒアリングしたとのことだが、何者に行ったのか。	2 者。
（園田委員）そんなに難易度が高い案件が高いとは思えないが人員確保や体制の構築が難しかったりしたのか。	大規模な調査を行う必要があったため、現在の体制では対応できないという回答があった。
（園田委員）大規模な調査とのことだが、どれくらいの人数に対して調査するのか。	若年層の子供の保護者に対して、アンケート調査を行っており、調査票の配信自体は9万3,712名へ送付し、6,400名より回答があった。別に20名の保護者へのインタビューも行った。
（園田委員）調査の方は紙で行ったのか。	インターネットにて行った。
（園田委員）そうであれば、そういう調査を専門にやっている所が参入してこなかったのか疑問である。 令和2年度から令和4年度に行った同じ調査の契約をした際の入札者数は。	毎年、競争性を高めようと努力をしていたようであるが、令和2年度から令和4年度に行った契約についてそれぞれ一者である。
（園田委員）総合評価落札方式は2者以上の応募がある事を前提として、それぞれ比較して評価するものだと思うが、本件のように1者応札になってしまうと比較のしようがなく、確認のような形になってしまう。	
（有川委員）参考見積り額をどの事業者からどれだけ取るか、その事業者をどうやって特定したか、その取った見積をどういうふうに管理し、最終的に会計課と	

突合するときに情報を伝達するかというところを、原課がしっかり管理しなければならない。

また、担当課で取る見積が、特定の業者を指定せずに公平に声かけをして多くの方からもらえるような、そういうやり方をしていただきたい。

もしルール化が難しいのであれば、担当が変わっても情報が伝達できるように、どういう考え方に基づいて事業者を選定し、内部で管理し、会計課と情報連携するかという点について、担当課へ周知した方が良いと考える。

【抽出案件 5】一般競争入札(最低価格落札方式)

契約件名：

【ア】さいたま市消防局における標準インターフェイス導入に向けた技術検討・実証業務

【イ】埼玉県南西部消防局における標準インターフェイス導入に向けた技術検討・実証業務

【ウ】堺市消防局における標準インターフェイス導入に向けた技術検討・実証業務一式

【エ】小樽市消防本部における標準インターフェイス導入に向けた技術検討・実証業務

契約相手方：

【ア】富士通Japan株式会社【イ】株式会社富士通ゼネラル【ウ】株式会社日立製作所

【エ】日本電気株式会社

契約金額：【ア】29,999,200円（落札率100%）【イ】29,150,000円（落札率98.6%）

【ウ】29,920,000（落札率99.7%）【エ】29,150,000（落札率90.9%）

契約締結日：【ア】【イ】令和4年10月25日【ウ】令和4年10月28日

【エ】令和4年11月29日

競争参加業者：【ア】～【エ】1者

意見・質問	回答
<p>（高橋委員）本件のような契約内容であればもっと競争性が働くのではないかと 思うが、頂いた回答の中に「管轄地域や 緊急通報受付体制が特徴的である」とあ るが具体的にどういうことか。</p>	<p>「特徴」とは各地の消防本部でオペレーションがどう 決められているかという事かと思うが、それぞれインタ ーネットにつながっていないという状況は変わらない。 119番通報を受け付けて、所属している部隊をどのよ うなルールで出動させ、どのような災害対応をするかと いったオペレーションが全国の消防本部でかなり異な っている状況である。</p>
<p>（高橋委員）令和5年度に類似案件の契 約があったが、本件と同様に、地域と紐 づいた受注者となっていること考える と、実質的には随意契約のようなもの を感じる。そうならざるを得ない理由や、 もしそうであるならば何か改善方法があ るのではないか。 また、受付体制が特徴であるとのこと だが、だからこそ問題であるというのが 検討会の問題意識ではないのか。新しい 標準インターフェイスを作る際には、ベ ンダーが違う製品のデータ移動や、複数 本部のものがつながらないと災害が多</p>	<p>年間を通じて常時稼働という非常に厳しい条件のシ ステムであるとは認識しているおり、ベンダーロックイ ンのような形にならないように、検討会の中でも標準の 仕様書を作成し、元々担当していた事業者以外が入れる ような流れを作っている所である。結局、一者応札にな ってしまったが、入札公告の開始、事業者には、それぞ れのベンダーや、シンクタンク等も含め10者程度に声 かけをしており、実際に10者以上の事業者が仕様書を ダウンロードした。</p>

<p>域で起きたときにどうしようもなくなるという状況を何とかしたいので、ベンダーロックインにならないようにというのが、この調達の方法としてあると思うが、どうしてもこの調達方法しかなかったのか、という点に問題意識を持っている。</p>	
<p>(高橋委員) 本件は今後も継続する案件であるから、適切な業者が適切な価格で入札して入っていくような仕組みになるべきである。少なくとも、令和4年の入札を踏まえて、令和5年も全く同じ、その延長線上の事業者が落としていくといったことについては改善し、競争性を確保してもらいたい。</p>	
<p>(北大路座長) 4件の契約を1つのプロジェクトと考えて、履行能力のある事業者にもコンソーシアムを組んでもらうという方法も、標準化という観点では有利なのではないか。</p>	<p>そういった方法があるということや、本日指摘いただいた、外から見て、そのように見えているということは認識したので、頂いた指摘を来年度以降、反映して、そのような見られ方にならないようにしていきたい。</p>